

天保九（一八三八）年 幕府巡見使への長崎奉行所対応

―『御代替ニ付巡見使被相越候取計書件』―

森 弘 子
宮 崎 克 則

【解題】

ここで紹介する『御代替ニ付巡見使被相越候取計書件』は、貿易港長崎を統括する長崎奉行所で作成された記録である。^①当時の長崎奉行は二人制、一年交代で江戸と長崎に詰め、毎年八〜九月ころに交代した。巡見使がやってきたときは、久世伊勢守広正が長崎にいた。久世は知行高三五〇〇石の上級の旗本であり、文政十二（一八二九）年に堺奉行、天保二（一八三一）年に大坂町奉行となり、天保四〜十年に長崎奉行を務めた。^②現在、長崎奉行所があった長崎市立山一丁目の跡地は、一部復元され、長崎歴史文化博物館が建っている。

巡見使は、概ね將軍の代替わりを契機に、旗本三人一組で全国を八ブロックに分けて派遣された。最後の派遣となった天保九（一八三八）年は、一一代將軍の徳川家斉↓二二代家重への交代を契機に派遣された。九州を担当し

た旗本は、

正使	曾我又左衛門	使番	二〇〇〇石
副使	大久保勘三郎	小姓組	一二〇〇石
目付	近藤勘七郎	書院番	一四〇〇石

この三人であり、彼らは大名の領地とともに、長崎など主要な幕府領も視察した。総勢は、それぞれの従者を含めると一〇〇人ほど。これに付き添いの庄屋たち、警備のための武士などが加わった大行列だった。これまでに、巡見使大久保の紀行文をはじめ、彼の従者立野の紀行文、各藩の対応書などを紹介してきた^③。今回は、長崎の対応書を紹介する。巡見使への対応は、大名領の場合と違うのだろうか。

曾我たち巡見使が江戸を出発したのは、天保九年四月一日、二週間ほどで東海道を通過して大坂、それから久留米藩の船で瀬戸内海を渡り、四月二十八日に福岡藩の若松に上陸した。唐津街道を通過して福岡藩→唐津藩を巡見し、唐津藩の呼子から船に乗り、杵岐（平戸藩）・対馬（対馬藩）・五島（五島藩）・平戸（平戸藩）の島々を廻った。唐津藩と佐賀藩が提供した船は、巡見使を乗せて玄界灘の島々を廻り、平戸の志自岐で巡見使たちを降ろすと、役目を終える。巡見使は平戸の島内を巡見して五月二十二日に城下町平戸に泊まった。船で対岸の田平^{たひら}へ渡り、五月二十六日には大村藩の城下町に着いた。それから船で大村湾を渡って時津^{ときつ}へ、五月二十八日に長崎へ着いた。六月七日までの九日間、巡見使たちは長崎に滞在した。その後は、熊本藩が提供した船で幕府領天草へ渡り、ふたたび船で島

原半島へ、そして島原・佐賀を経由し、柳川・熊本・鹿児島方面へ向かう。

【図1】は、大まかな北部九州の巡見ルートである。天候の関係で同じ所に数日滞在することはあるが、だいたい一〜二日で通過していく。しかし対馬藩の場合は一五日間。朝鮮との外交・貿易を担当する対馬藩を陸路で廻り、対馬北端から「朝鮮明らかに見」えたという^④。また、中国・オランダとの貿易港である長崎の巡見は九日間、巡見使はオランダ船入港の様子を間近で見ることができた。長崎湾の入口には外国船の侵入に備えて台場が設けられており、佐賀藩・福岡藩が隔年で約一〇〇〇人の家臣を派遣して警備していた。彼らはこの台場も視察した。対馬と長崎は、九州の中でも特別な巡見地だったといえる。

『御代替二付巡見使被相越候取計忝件』の記事は、前年の天保八年九月二十八日付手紙の写しから始まる。差出人は曾我・大久保・近藤の巡見使たち、宛名は長崎奉行の「久世伊勢守様」である。内容は「九州筋巡見御用」を命じられたので、各方面への「御吹聴」をお願いします、というものである。この手紙の江戸発は九月二十九日、「宿次便」という江戸時代の普通郵便で送られ、長崎奉行所に着いたのは十月二十三日だったことも記されている。当時、江戸と長崎の手紙は一か月足らずで着いたのである。

巡見使三人から、別に「覚」も送られてきた。「覚」にはより具体的な内容が書かれていた。長崎が近くなったら、到着予定日を知らせること。長崎に着いたら、そのまま奉行所を訪問して打ち合わせる。案内役としての町役人派遣の依頼などが書かれていた。長崎奉行所では、これらの内容を、幕府領長崎の村方を管轄する長崎代官の高木作右衛門や町役人トップの年番町年寄久松新兵衛・高島八郎兵衛などへ知らせた。また幕府から、天保八年十二月付の「覚」が送られてきた。それには、道や橋の掃除不要、宿の畳替え不要、お土産不要、新規の休憩所の

【図1】 天保9（1838）年巡見使の北部九州ルート



設置不要などが書かれていた。ただし、これは「たてまえ」(表向き)のことである。巡見使を迎える側が周到な準備をして、宿所や道の整備などをしていたことは、これまでに紹介した藩の対応書に明らかである。巡見使の昼の休息地となった博多の末次宅は、福岡藩の費用で、室内の壁・障子はもちろん、外の塀まで整備された。その詳細を当主の末次與三郎が書き留めている。⁵⁾

玄界灘の島々を廻った巡見使が、大村藩の城下町に着いたのは五月二十六日、それ以前から長崎奉行所へ巡見使の旅程情報が届けられている。大村を出発すると、その日のうちに長崎へ着くのである。翌二十七日は悪天候のために出発取りやめ、二十八日朝に船で大村湾を渡り、時津に上陸。そして浦上村を通って長崎に入ってきた。「申中刻」とあるから、午後四時ごろの到着である。三人の巡見使は、宿へも寄らず、「旅服」のまま長崎奉行所へやってきた。

一、今申中刻、巡見使三人一同旅服之俣被相越(後略)

この後、長崎奉行所のなかで巡見使と長崎奉行がどのように対面したのか、『御代替二付巡見使被相越候取計書件』に詳しく書かれている。大名領の場合、巡見使が城内に入ることはない。巡見使が城下町に泊まるか休息した場合、藩主は城を出て宿所に向き、巡見使と対面したことを福岡藩と五島藩で確認できる。⁶⁾ 將軍の使者である巡見使は、軍事施設である城内には入らないのであり、大名領と異なる長崎奉行所の場合は、旅姿のまま奉行所の広間で面会したのである。

巡見使たちの宿所は、『御代替ニ付巡見使被相越候取計老件』のなかに、

曾我又左衛門	南馬町	長崎糸割符宿老	林熊十郎
大久保勘三郎	炉粕町	唐小通事	呉藤次郎
近藤勘七郎	北馬町	救銀会所請払役	三田村太一郎

とあり、奉行所近くの町役人たちの家が指定されていた。巡見使大久保の紀行文に「炉粕町唐小通事呉藤次郎へ泊る」とあり、従者立野の紀行文にも「炉粕町御本陣へ御着、呉藤次郎宅也」とあって一致する。翌日の五月二十九日から巡見が始まる。ここで紹介する長崎奉行所の記録、かつて紹介した巡見使大久保とその従者の紀行文が残っており、三つの記事を比較しながら、長崎の巡見ルートを再確認することができる。巡見の概要を示しておく。

五月二十八日 〈長崎着〉

五月二十九日 唐人屋敷 大徳寺 崇福寺 大音寺 皓台寺

六月一日 〈雨天のため巡見中止〉

六月二日 諏訪宮 聖堂 孔子廟 伊勢宮 興福寺 本蓮寺 福濟寺

六月三日 放火（烽火）山 日見峠 鉄砲方高木内蔵丞宅

六月四日 出島 西泊番所 戸町番所 小瀬戸 塩硝蔵 鉄砲蔵

六月五日

〈オランダ船入津〉

六月六日

〈船中泊 「阿蘭陀船と二丁計はなれ船掛り」〉

六月七日

〈長崎出港 肥後国天草の富岡着〉

また【図2】は、長崎土産として売られていた享和二（一八〇二）年版の「肥前長崎図」に、主要な巡見地を書き加えたものである。出島を視察した巡見使大久保は、土蔵がキレイだったこと、家の二階に上がると、大きな「鏡いくつも」あったと書いている。彼は、それから船で戸町番所などいくつもの台場や「道生田（土生田）」の塩硝蔵などを見た。従者立野の紀行文によると、六月三日、長崎聖堂の祭酒である向井雅次郎兼哲（一七九二―一八六七年）が宿所を訪問してきた。訪問の内容は、林大学頭に入門したので一〜二年のうちに江戸へ行く、その時にまた会いたい、というものだった。聖堂とは、正保四（一六四七）年から明治四（一八七二）年まで存在した儒学の学問所、孔子廟である。一時期を除いて代々向井氏が祭酒を務め、經典の講釈をはじめとする儒学教育を行うかたわら、中国船への貿易許可証（信牌）の発給や輸入漢籍を検閲する書物改めなどを担当した。向井から届いた手紙の全文を、立野は書き留めており、内容は再度の来崎を求めるものであるが、宛名は「立野先生」となっている。立野は、長崎聖堂の祭酒向井から「先生」と呼ばれる存在だったのである。

立野良道は、寛政四（一七九二）年十月十八日、上総国市原郡引田村（千葉県市原市引田）に生まれた。『市原郡誌』（名著出版、一九七二年）によると、幼少から学問を好み、享和三（一八〇三）年に一二歳で引田村の名主となり、文化七（一八一〇）年には出羽の大橋盤谷に従って漢学を修め、同十二年には江戸の清水浜臣に従い和学を研究。文

政三(一八二〇)年に地頭の代官となり、天保元(一八三〇)年には平田篤胤に入門して国学を学んだ。そして四〇代半ばの天保九年四月、幕府巡見使の大久保勘三郎に従って九州へ行き、九月に帰郷した。なぜ大久保の従者となったのかは不明である。そして、弘化三(一八四六)年には江戸の国学者小山田與清に入門して国学を研究、安政三(一八五六)年に代官を辞し、明治二(一八六九)年に神祇官史生となり、日本書紀などの校正を担当した。明治九(一八七六)年七月二十七日没、八五歳。墓地は引田の蓮蔵院にある。著書として、上総の地誌に関する『上総志外伝』『上総志総論』『上総志引用書目』『安房志引用書目』『上総志料・安房志料』など多くがある。⁸⁾

また立野は、諏訪社参道の石灯籠に「寛政元年己酉夏五月 南総市原郡羽山今関文治益文建」とあるのを見つけた。この灯籠一対は、母の兄である「田尾村今関弥右衛門」が長崎奉行「水野若狭守(忠通)」(一七四七―一八三三年)にしたがつて在勤していたときに建てたものであり、「文治」は若いときの名前だ、と書いている。立野の一族には、長崎奉行所で勤務した者がいたのである。今もこの灯籠は、諏訪社の参道にある。

六月三日、放火(烽火) 山と長崎街道の日見峠を訪れた巡見使大久保は、島原半島と天草が見えたという。立野も同様に書いているが、日見峠については「けしからぬ」と書いている。なぜかという、長崎街道の「険しき坂を上」ってきた人々が必ず休む峠であるのに、「いさ、かは休らふへき程の家のあらぬハけしからぬ事なり」という。つまり、日見峠にまともな茶屋がないと怒っているのである。

『御代替二付巡見使被相越候取計老件』によると、巡見使の長崎着を祝って、奉行所からそれぞれに「干鯛一折」を贈ったが、「聊之品二而も受用」できないとして返却してきた、と書かれている。贈り物を受け取らない天保の巡見使たちは、〈生真面目〉だったのだろうか。また六月五日の朝、巡見使曾我が泊まる北馬町の乙名宅に、

「御上使様」と書いた「無名之封書」が捨てられており、巡見使側から奉行所へ届けたことも記されている。残念ながら、封書の内容については不明である。

翌日の六月六日が長崎からの出港予定であり、奉行所では「波止場へ見物之もの」が出てこないよう町役人へ通達していたが、立野によると、五日夕方に「阿蘭陀船入津」となり、「長崎中の男女東西にかけ走りいと騒かし」という。オランダ船は季節風の関係から、夏に来て、秋から冬に帰るので、巡見使がやってきた六月ころはオランダ船来航の時期であった。立野によると、空砲が何度も聞こえ、宿所の呉藤次郎の案内で安禪寺の座敷から「遠眼鏡」でオランダ船の入港を見物したという。出港予定の六日、熊本藩が提供した「宝来丸」に乗船した巡見使大久保は、「阿蘭陀舟遠見致ス、見物男女雲霞のことし、直二泊る」と簡潔に書いている。巡見使たちは熊本藩の船に分乗し、オランダ船の側に停泊したのである。従者の立野は、

今度紅毛船の入津并まの当たり見し事ハ望外の奇観也き、其事委しく書まほしけれと、故ありて爰ニ略ス

オランダ船を間近で見ることができた喜びを記すとともに、もっと詳しく書きたいが、「故ありて」書かないという。なぜ詳しく書かないのだろうか。出港を一日延期してオランダ船のすぐ横に滞船し、七日に出港したからだろうか。熊本藩から提供された船の合計は三〇艘。巡見使が乗る船の他に、荷船や従者が乗る船などがあつた。さらに曳船が佐賀藩から差し出された。立野は「数百艘の舟ともこきつれゆくさま、誠二見もの也き」と書いている。六月七日の早朝、長崎港を出た数百艘の船団は、野母崎を廻って、昼過ぎに肥後国の幕府領天草に着いた。

巡見使を無事に送り出した長崎奉行所では、六月三十日、宿などを提供した町役人たちへ褒美が与えられ、また、長崎代官の高木作右衛門などから「帳面」が提出された。どのような帳面タイトルだったのか、本史料の最後に記されている。巡見使への対応記録を、奉行所で一括して取りまとめているのである。

【注】

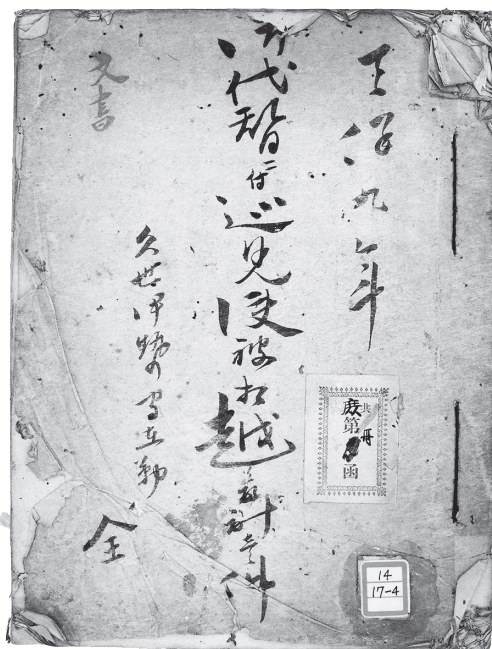
- (1) 長崎歴史文化博物館蔵(番号B14 17-4)、長崎県教育委員会編『長崎奉行所関係文書調査報告書』、長崎県文化財調査報告書一三二集、一九九七年
- (2) 小川恭一編『寛政譜以降 旗本家百科事典』二巻、東洋書林、一九九七年
- (3) 天保九年の巡見使に関する史料紹介は以下のとおり。森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』―天保九年巡見使の記録と解説―」(『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)―立野良道『西海道日記』一・二・三・四巻―」(『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(二)―立野良道『西海道日記』五・六・七巻―」(『西南学院大学国際文化論集』三三二―一号、二〇一七年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 豊前・豊後の幕府巡見使記録―『江戸ヨリ大坂迄巡行記、豊後巡行記并大坂ヨリ海上豊前迄巡行記一・二・三巻』―」(『西南学院大学国際文化論集』三三二―一号、二〇一八年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対応書―島原藩『改席御巡見用下調書留書拔』―」(『西南学院大学国際文化論集』三三二―二号、二〇一九年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対馬藩対応(一) (二) (三) (四)―宗家文書『巡檢上使記

- 録 御勘定奉行所』―(『西南学院大学国際文化論集』三六一号・二二号、三七一号・二二号、二〇二一～二〇二三年)、隈裕子・上園慶子・宮崎克則「天保九年 博多で休む幕府巡見使への対応記録―『御巡見使記録』の解説―」(『西南学院大学国際文化論集』三七一号、二〇二二年)、森弘子・宮崎克則「宝暦十一(一七六一)年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」(『西南学院大学国際文化論集』三八一号、二〇二三年)
- (4) 森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』―天保九年巡見使の記録と解説―」(『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年)
- (5) 隈裕子・上園慶子・宮崎克則「天保九年 博多で休む幕府巡見使への対応記録―『御巡見使記録』の解説―」(『西南学院大学国際文化論集』三七一号、二〇二二年)
- (6) 上園慶子「天保九年幕府巡見使を迎える福岡藩の準備」(『福岡地方史研究』六一号、二〇二三年)
- (7) 森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』―天保九年巡見使の記録と解説―」(『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年)、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(一)―立野良道『西海道日記』一・二・三・四巻―」(『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年)
- (8) 大室晃『市原人物譚』(名著出版、一九七三年)、『市原市史』中巻(市原市教育委員会、一九八六年)

【凡例】

- ・ 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- ・ 「夕」(より)、「メ」(しめ)は原史料のとおりとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。

- 変体仮名は平仮名に改めた。
- 読点「、」、並列点「・」は筆者による。
- 欠字・平出はともに省略した。
- 判読できなかった文字は□とした。
- () 内は筆者による注である。
- 朱書きの部分は、〈朱書き〉と記し、その範囲を「」で示した。
- 誤字と思われる文字は、傍注に（ママ）とした。



【表紙】

天保九年

御代替二付巡見使被相越候取計忝件

久世伊勢守在勤 全

〔朱書き〕「文書」

【本文】

一、天保八酉年九月廿九日出、宿次便、十月廿三日到來、巡見御用被仰付候面々今連名之書状忝封、留守宅今差越、左之通

一筆致啓上候、三御所様益御機嫌能被成御座、奉恐悅候、将亦貴様躰御堅固可被成御勤、珍重奉存候、然は拙者共儀九州筋巡見御用被仰付、難有仕合奉存候、右御吹聴為可得御意如斯御座候、恐惶謹言

九州筋巡見

久世伊勢守

近藤勘七郎

用貴判

九月廿八日

大久保勘三郎

忠寿判

曾我又左衛門

誥祐判

久世伊勢守様

人々御中

猶以、先格之振合別紙認致進達候、以上

一、十月廿七日便ニ右返書并歛状共差出、左之通

但、別紙えは下ヶ札いたし、及是候

猶以、先規之御振合、別紙御認被遣之、落手致承知、下ヶ札ヲ以及御挨拶候、以上

貴札致拝見候、三御所様益御機嫌能被成御座、奉恐悦候、将亦弥御堅固被成御勤、珍重奉存候、然は各様今般九州筋巡見御用被蒙仰候ニ付、為御吹聴御紙面之趣致承知、目出度奉存候、右為御報如斯御座候、恐惶謹言

久世伊勢守

十月廿七日

曾我又左衛門様

大久保勘三郎様

近藤勘七郎様

御報

一筆致啓上候、然は今般各様九州筋巡見御用被蒙仰候段致承知、目出度奉存、右御歛為令得御意、如斯御座候、恐惶謹言

久世伊勢守

十月廿七日

曾我又左衛門様

大久保勘三郎様

近藤勘七郎様

〔朱書き〕「西十月廿七日便差立、別紙問合書写」

発足日限

覚

一、拙者共御暇被下、発足日限も相極候ハ、其節以書状得御意候事

但、先格右之通御座候、此度其通心得罷在候

〔朱書き〕「御書面之趣致承知候」

一、来ル幾日頃、長崎表え拙者共着之儀、旅中御案内可致候事

但、先格右之通御座候、乍併海上も有之故、其御地着以前差越書状相届候義も可有御座哉

と奉存候

〔朱書き〕「御書面之通致承知候」

所々巡見

一、長崎表え到着之節、直ニ各様御役宅え罷越、懸御目、旅宿之儀も承り、翌日所々巡見先々之

儀、先格御吟味筋等之儀も具被仰知可被下候様、御頼申候事

〔朱書き〕「御書面之儀、致承知候」

一、天明年中は、巡見場所等之儀、水野若狭守殿用人衆より年行事え書付被相渡、右書付年行事ハ

小笠原主膳家頼え為見、致相談、其通致巡見候、宝曆年中も右書付之写年行事ハ差出、其通承置

致、巡見候之由ニ而御座候

但、此度も右之心得ニ而、猶又於其御地、先格等承合、可致巡見心得ニ而罷在候、尤先格

難相用儀も候ハ、其節之品ニも寄御振合等ニも可致候

〔朱書き〕「御書面御巡見場所書付之儀取調置、御着崎之節、差進可申候」

宝曆年中

旅宿

一、年行事之儀は、拙者共忝人え兩人ツ、差添、日々巡見先々共用事相弁候事之由ニ御座候
 〈朱書き〉「御書面之趣致承知候、先格之通可申付置候」
 一、旅宿之儀、木質ニ而巡見之節々、発足之砌共人馬雇候儀も宿え可申付候事

但、相替儀も無御座候ハ、此度も右之通可致候

〈朱書き〉「御書面之趣致承知候」

出島

一、御船藏・出島等致見分候節、船之儀御代官高木作右衛門御預御船ニ而罷越、乗替供船は番船等

出申候

但、先格右之通御座候、其通相心得罷在候

〈朱書き〉「御書面、高木作右衛門御預り御船之儀、同人え可申聞置候」

一、為案内町使忝人ツ、出候様被仰付候由、道順之儀書付も相渡シ被成候由

〈朱書き〉「御書面町使之儀可申付置候、御道順書之義は取調、御着之節差進可申候」

唐寺

一、唐寺三ヶ寺えは、唐通事大小之内忝人罷出居候事之由

〈朱書き〉「御書面唐三ヶ寺え、唐通事共以前ハ差出候得共、近来唐僧無之ニ付差出不申候」

道(土)生田

一、兩御番所・道(土)生田えは、各様御給人忝人差添被參候様被仰付候由

〈朱書き〉「御書面兩御番所・土(道)生田え拙者給人忝人差出可申候」

高木作右衛門

一、高木作右衛門宅先格ニ而立寄申候由

但、四ヶ条は先年巡見之節、書留ニ相見申候

長崎発足

国廻順

年番町年寄

〔朱書き〕「御書面之趣致承知候、作右衛門えも可申聞置候」

右之通、先格書付之趣書拔懸御目候、猶亦長崎表着之上、御掛合申候儀も可有御座候、尤巡見相仕廻、長崎発足之節ハ、其砌御案内可仕候、尤巡見相濟、御用無之候得は、翌日直ニ出立いたし候

〔朱書き〕「御書面之趣致承知候、右御ケ条書先荒増及御意候、猶亦長崎表え御着之上、御対話可申候」

一、拙者共出立之義は、追而可得御意候、御国廻順之儀ハ、筑前国今唐津辺、壹岐・対馬・五島巡見相濟長崎表え致着候、海上多御座候故、着之時節は前廉聡と難得御意候、以上

九月

〔朱書き〕「御書面之趣致承知候」

〔天保九年〕戊二月廿日

一、会所調役年番町年寄え、左之手頭壹通相達

今般御代替ニ付、巡見御目付衆追而当地え被相越候節、旅宿等其外取計方前々之振合取調可申聞候

戊二月

〔朱書き〕「右同日於居間直達」

覚

一、今度、諸国巡見雖被仰付、国絵図・城絵図無用之事

一、人馬・家数改無之事

一、御朱印之外、人馬御定之通駄賃銭取之、無滞可出之事

一、何方迄見分仕共、使者・飛脚・音信物一切可為無用候、但、案内之もの入候所ハ其断可有之事

一、掃除等可為無用候、但、有来之道・橋、往來不自由之所ハ格別之事

一、泊々之宿所作事等可為無用候、并茶屋新規作之申間敷候事

一、国廻り之面々泊々ニ而春米・大豆、以其所之相場可売之、此外売物常々其所之直段ニ而売可申

事、以上

酉十二月

覚

畳之表

湯殿

一、宿々畳之表替無用ニ候、古く候とも不苦候事

一、湯殿・雪隠、若し無之処は成程軽く可被致事

一、盥・柄杓・鍋・釜古候共不苦候、若無之所は軽く可被致支度事

一、宿になるへき家、一村二三軒無之所は、寺ニ而も又は村隔候而も不苦事

売物

一、其所ニ無之売物、脇分遣し置為売申間敷事、以上

西十二月

覚

道・橋

一、今後、国々御料所村々巡見被差遣候付、右之面々御通候道筋掃除、并道・橋一切作申間敷候、
為馳走送迎之者出候儀無用可為事

一、右之面々、御朱印并証文員数之外人馬入候ハ、所定之駄賃錢有之ハ其定之通、定無之処ハ、
近辺御定之割合を以、駄賃錢取之人馬可出候

御朱印

一、御朱印并証文之外、賃なし之人馬、壱人壱疋も不可出之候

一、巡見通候道筋ニ而も百姓農業之儀、少も無慮營ミ候様可被申付候事

一、私領村々に若巡見令旅宿候ハ、少々之小屋掛取繕ニ不及申、疊替可為無用古く候而も不苦候、
賄道具等も有合候を借し可申事

旅宿

一、旅宿に可成家一村二三軒無之所は、寺又村を隔候而成共不苦事

一、泊・昼休之場所ニ而入用之飯米・塩噌・酒・肴・油・野菜等ハ、其所之相場次第売候様可被申
付候

商売物

一、其所ニ無之商売物、脇分遣置為売申間敷候、衣類・諸道具ハ勿論、酒肴ニ而も持寄売候儀堅可
為停止事

菓子

音物

新規茶屋

江府

一、右之面々、金銀・米錢・衣類・道具ハ不及申、酒・肴・菓子等迄一切受用無之筈候間、内々ニ而も堅音信不仕候様、領分・知行所之もの共可被申付候、若内々ニ而音信仕旨於相聞ハ、可為曲事候之間、其旨急度可被申付候事

一、何方見分仕候共、私領方之音信等も一切受用無之筈候間、音物は不及申、使者・飛脚差出候儀も堅可為無用事

一、右之面々家頼下々迄、於在々ニ衣類・道具等は買不申候様申渡候間、得其意、不仕商売様可被申付事

一、野道之馳走として、新規茶屋等作候儀堅可為無用事

右は、今度御料所国々え巡見被差遣候付、往來之道筋は、私領村々をも罷通候間、書面之條々、先達而領主・地頭之村々え申触、無相違急度可被申付候

(天保八年) 酉十二月

右之趣、從江府申來候間、被得其意可被相触候

(天保九年) 戌二月

高木内蔵丞 え

右同文言、可被得其意候

右同文言、得其意可相触候

会所調役・年番町年寄 え

給人 え

右同文、得其意、御役所付触頭・遠見番触頭之可申渡候

二月廿七日

年番町年寄、左之書付差出ス、一件袋え入置

聞印ニ而下候

一、御巡見御目付様御旅宿并御用達之儀ニ付申上候書付

戊二月廿一日

久松新兵衛

高島 久松 高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通新町徳見昌八郎・三輪平藏、豊後町中村半八郎、右三ヶ所之御旅宿之儀可申
付旨被仰渡奉畏候 戊四月二日」

別紙

新町 徳見昌八郎

同町 三輪平藏

旅宿

豊後町 中村半八郎

右之通御座候、以上

一、右旅宿之儀ハ聞印濟、年番町年寄宅ニ而申渡候事

戌二月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

曾我又左衛門様御用達

乙名頭取

宇野九兵衛

外浦町乙名

中村茂助

御用達

大久保勘三郎様御用達

乙名頭取

家原嘉治助

今石灰町乙名

中尾幸三郎

近藤勘七郎様御用達

西築町乙名

荒木金四郎

古町乙名見習

堀喜八郎

右之通、御三ヶ所御用達被仰付可然奉存候、以上

戌二月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「戌三月十八日於広間、以用人申渡、年番町年寄相詰」

年番町年寄 え

曾我又左衛門用達

乙名頭取 宇野九郎兵衛

外浦町乙名 中村茂助

大久保勘三郎用達

乙名頭取 家原嘉治助

今石町乙名 中尾幸三郎

近藤勘七郎用達

西築町乙名 荒木金四郎

右町乙名見習 堀喜八郎

右之通、巡見使用達申付候間、入念可相勤候

戌三月

三月廿一日

一、年番町年寄、左之通書付差出、一件袋え入置

一、御巡見御上使御滞留中、御賄方之儀二付申上候書付

御賄方

戌三月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通年番宅二而申付候儀、以御付札被仰渡奉畏候 戌四月八日」

付札案

書面可為伺之通候、於年番宅可申渡候

四月八日

一、去ル四日夜、小川町分出火二付、巡見使旅宿申付置候三輪平藏・中村半八郎二ヶ所共致類焼候
二付、猶旅宿二可相成もの名前取調可申聞旨、年番町年寄え申渡候処、左之書付差出ス、本紙一件
袋二入有之

聞印二而下ル (朱書き) 「書面御聞濟之趣被仰渡、承知奉存候」

一、御巡見御上使御旅宿之儀二付、申上候書付

戌四月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通、南馬町林熊十郎、北馬町三田村太郎・森山源左衛門、右三ヶ所之御旅宿
之儀可申付旨被仰渡奉畏候、戌四月十四日」

御上使御用達共差出候書付

御宿

南馬町 林熊十郎

北馬町 三田村太一郎

同町 森山源左衛門

御上使様御宿、右之もの共え被仰付可然哉二奉存候、以上

戊四月

御上使様御用達

宿次

一、戊三月十九日出宿次、四月十二日到来、巡見使三人今之書状、左之通

御国廻

一筆致啓上候、三御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将亦貴様弥御堅固被成御勤珍重奉存候、然は拙者共儀、今度為御国廻九州筋え罷越候付、昨十五日御暇被下置、蒙上意拝領物仕、重畳難有仕合奉存候、此外之儀は以別紙申進候、右為得御意如斯御座候、恐惶謹言

近藤勘七郎 用貴判

三月十六日

大久保勘三郎 忠寿判

曾我又左衛門 語祐判

久世伊勢守様

人々御中

以別紙得御意候、拙者共儀、御用相済次第四月上旬頃当表致出立、先格之通相廻、五月頃二も其表

人数

可罷越候、先格之通拙者共三人之旅宿程近成所ニ而被仰付置可被下候奉頼候、猶其前從旅中可得御意候

曾我又左衛門人数 四拾人

大久保勘三郎人数 三拾人

近藤勘七郎人数 三拾人

右之通召連申候、以上

三月十六日 勘七郎

勘三郎

又左衛門

伊勢守様

一、右書状御至来ニ付、左之通手頭迄通ツ、相達

〔朱書き〕「戌四月十四日、以用人相渡」

会所調役・年番町年寄 え

御使番 曾我又左衛門

右大将様御小姓組 大久保勘三郎

江府出立

同 御書院番 近藤勘七郎

右之面々九州筋為巡見、去月十五日被下御暇、当月上旬江府出立、五月頃ニも当地着之積リニ候間、先格之通可致用意候、尤出立之儀申来候は、尚亦可申渡候

戌四月

〔朱書き〕「戌四月十四日於居間直達」

高木作右衛門

御使番 曾我又左衛門

右大將様御小姓組 大久保勘三郎

同 御書院番 近藤勘七郎

右之面々九州筋為巡見、去月十五日被下御暇、当月上旬江府出立、五月頃ニも当地着之積ニ候間、先格之通可致用意候、尤出立之儀申来候は、尚亦可相達候

戌四月

四月十一日

一、年番町年寄、左之書付差出ス、一件袋え入置

聞印ニ而下ル

一、御巡見御上使御用達共差出候書付

戌四月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通被為成御聞届候旨被仰渡奉畏候 戌四月十六日」

同十六日

一、右同断、左之通差出

聞印二而下ル

一、巡見御上使御着之節、大仲宿并雇筆者之儀二付、御賄方掛り之者共伺出候書付

戌四月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通可申付旨被仰渡奉畏候 戌四月廿七日」

四月廿二日

一、右同断、左之通書面差出

〔朱書き〕「書面御聞濟之趣被仰渡奉承知候 閏四月十八日 後藤市丞」

聞印二而下ル

一、御巡見御上使御旅宿森山源左衛門宅手狭二付、代り御宿之儀申上候書付

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通、森山源左衛門宅之代り、炉粕町呉藤次郎宅へ御旅宿可申付旨、被仰渡奉畏

候 四月廿八日」

〔朱書き〕「戊閏四月十四日、以用人相渡」

一、巡見使旅宿、左之通可相心得旨、年番町年寄え相達

本使 曾我又左衛門旅宿 林熊十郎

添使 大久保勘三郎旅宿 呉藤次郎

同 近藤勘七郎旅宿 三田村太郎

右之通、旅宿相心得可申事

閏四月三日

一、年番町年寄、左之書面差出、一件袋え入置

一、巡見御上使御下向二付、水汲入方之儀、水樋方役伺出候書付

戊閏四月

久松新兵衛

旅宿

水樋方

高島八郎兵衛

書面可為伺之通旨、以御付札被仰渡奉畏候

戊閏四月十日

付札案

可為伺之通候

閏四月十二日

一、右同断、左之書付差出

聞印二而下ル

一、巡見御上使御着之上、御入用二相成候品々用意之儀、并大仲宿之会所役人見合請度旨御賄方

伺出候書付

戊閏四月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通可申付旨、被仰渡奉畏候 戊閏四月十七日」

閏四月十七日

一、右同断、左之書面差出

御勘定方え相廻

一、御上使御三ヶ所并大仲宿、御用達部屋入付道具、凡積銀高之内御前渡被仰付度御賄方願

壺通 壺冊

御勘定方え相廻、聞印二而下ル

一、御上使様御三ヶ所御賄諸入用銀、御前渡被仰付度願

久松新兵衛

高島八郎兵衛

諸入用銀

〔朱書き〕「書面願之通、銀四貫目出方被為成御免旨被仰渡奉畏候 戊閏四月廿四日」

一、右同断、左之書面差出

御勘定方え廻、前同断

一、御上使御着御滞留中、散使雑用銀御取替渡被仰付度願

戊閏四月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

雑用銀

〔朱書き〕「書面伺之通たるへく旨、付札を以被仰渡奉畏候 戊閏四月廿四日」

付札案

可為伺之通候

聞印ニ而下ル

小使

一、巡見御上使御下向ニ付、小使忝人雇入之儀ニ付再応御賄方願出候書付

戊閏四月廿四日

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通、小使忝人雇入候儀被為成御聞届候旨被仰渡奉畏候候 戊四月廿七日」

但、先例小使忝人之処、当節忝人増方願出候ニ付、御勘定方え打合セ之上、承届候事

一、年番町年寄、左之通書面差出、一件袋ニ入置

一、巡見御上使御三ヶ所大仲ヶ宿、北馬町泉右平方借請候段、御賄方申出候御届

一、御上使御下向ニ付、御迎并御案内町使掛り切申候名前御届

曾我又左衛門様掛 町使 井原甚大夫

大久保勘三郎様掛 同 上原百馬

近藤勘七郎様掛 同 猪岡英五郎

案内町使

右は、当節御上使三ヶ所御下向ニ付、時津御迎頭并市中其外御巡見之節御案内、右之通掛り切相勤

申度旨、町使定乗申出候ニ付伺之通申付候、此段御届申上候、以上

戊閏四月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

巡見場所

一、右御案内町使之儀、先例出順ニ而日々老人ツ、代り合罷出候処、寛政度少々行違之儀等有之候

ニ付、今度分掛り切ニ申付度旨伺出候ニ付承届ル

一、年番町年寄分巡見場所并日割書付、新御台場等取調差出ス

但、巡見使着当日之処え記置

一、年番町年寄、左之書面差出候ニ付、明十五日一同目渡可申付間、罷出候様用人共分爲相達候

用達

用達 宇野九郎兵衛

家原嘉治助

荒木金四郎

中村茂助

中尾幸三郎

堀喜八郎

巡見使用達諸事入念相勤可申候

一、右之通於書院一同え直ニ申渡ス

呼子出船

長崎着

一、閏四月十九日、用達宇野九郎兵衛罷出、巡見使去ル十一日呼子浦出船、壹岐国郷之浦之同夕着船之旨、滞無之候得は、来月上旬長崎着之日積之旨申聞、尚五島之渡船相分次第為知可申旨、平戸用達今申来候段、家来名前も相知候二付、書付差出左之通

但、本紙ハ一件袋二入置

御用人

曾我又左衛門様

御用人

池田乙右衛門殿

関新平殿

御給人

藤崎喜内殿

佐藤吉兵衛殿

高橋弥兵衛殿

星野茂右衛門殿

御近習衆 三人

御中小姓衆 三人

御陸士 五人

足輕 七人

御給人

御中間 拾六人

大久保勘三郎様 御用人

下沢喜多録殿

安藤吉右衛門殿

御給人

轡石幽藏殿

和田等祐殿

大前斉輔殿

御近習衆 三人

御中小姓衆 三人

御陸士 四人

御足輕 六人

御中間 拾式人

近藤勘七郎様 御用人

桑原栄藏殿

書役

小野東馬殿

御給人

太田友右衛門殿

池田莊藏殿

御勝手

町田正次殿

書役

原田次平殿

御近習衆 三人

御中小姓 式人

御陸士 三人

御足輕・御中間 拾八人

戌閏四月廿七日

一、年番町年寄、左之通書面

巡見御上使御賄方、貫銀方立会乙名

貫銀方

西門六次郎

同 助 北島伝兵衛

貫銀定役 服部助次郎

同 服部徳太郎

同 服部直次郎

同御宿主、長崎宿老

林熊十郎

御救会所請扨役 三田村太一郎

唐小通事 吳藤次郎

右之者共え、先格之通り被御目渡被下度奉存候、此段申上候

戊閏四月

閏四月廿九日

一、巡見使旅宿三ヶ所為見分用人金子庄之助、御普請役木村閑助、普請方掛年寄後藤市之丞、年番同久松新兵衛、用達并普請方召連罷越ス

聖堂

五月朔日

- 一、賄方并宿主共、夜ニ罷出候ニ付、賄方并旅宿等入念候様書院おいて直々申渡
- 一、向井雅次郎、左之書面差出

奉伺口上寛

巡見上使近々御着之趣承知仕候、聖堂御巡見先例御座得は、諸事御目付御同様之御振合、相心得可申哉、此段奉伺候、以上

一、右諸事御目付、巡見之節同様可相心得旨、御用人申渡

一、巡見使旅宿修復所為見分、御普請役木村閑助掛役々召連罷越、宿之絵図面三枚差出、一件袋ニ入置

五月朔日

一、年番町年寄、左之書面差出入、一件袋え入置

御勘定方え廻、聞印ニ而下ル

一、御上使様御三ヶ所并大仲宿・御用達部屋入付道具代銀出方伺

久松新兵衛

高島八郎兵衛

銀出方

〔朱書き〕「書面伺之通、銀二貫目出方被為成御免旨被仰渡奉畏候 戊五月三日」

聞印二而下ル

一、巡見御上使御用達中村茂助病氣二付、全快迄助勤被仰付度町乙名名前申上候書付
〔朱書き〕「書面横田茂十郎、右は中村茂助病氣二付、御巡見御上使用、達助勤被仰付候旨、被仰渡候
奉畏候 戊五月十一日」

中村茂助病氣二付、出勤迄西町乙名

横田茂十郎

右中村茂助病氣二付、出勤迄助勤伺書差出候間、年番二而可申渡旨、用右人共々相達

細川越中守

一、細川越中守聞役平野甚助罷出、左之届差出、并家来名前差出

細川越中守江戸留守居代

末藤新右衛門

同 助役

島庄右衛門

覚

天章・島原

九州御巡見御方様御越二付、従長崎天章・島原へ御渡海之節、御船賦

曾我又左衛門様

御召船

一、六拾六挺立

壹艘

鯨小早

一、貳拾挺立

壹艘

御灘小早

一、拾挺立

壹艘

御駕船

一、貳拾挺立

壹艘

御家來乘

一、四拾貳挺立

壹艘

大久保勘三郎様

御召船

一、六拾六挺立

壹艘

御灘小早

一、貳拾挺立

壹艘

鯨小早

一、八挺立

壹艘

御駕船

御渡海船

一、式拾挺立

壹艘

御家来乗

一、四拾四挺立

壹艘

近藤勘七郎様

御召船

一、五拾六挺立

壹艘

御灘小早

一、式拾挺立

壹艘

鯨小早

一、八挺立

壹艘

御駕船

一、式拾挺立

壹艘

御家来乗

一、四拾四挺立

壹艘

合拾五艘

右は、御巡見之御方様御渡海船ニ而御座候

外二

総船数

一、四拾貳挺立 壹艘

一、四拾六挺立 壹艘

一、四拾挺立 貳艘

一、拾四挺立 壹艘

一、六挺立 貳艘

一、五挺立 壹艘

合八艘

右は、御巡見之御方様御渡海之節差出候、家来乗船又は荷物等積候船二而御座候

総船数三拾艘

内七艘

伝間船

以上

五月

細川越中守内

平野甚助

一、右之書付用達呼出相渡、写取、本紙ハ可差返旨、堀喜八郎え相達

五月廿日

一、巡見使大仲宿え入付道具為見分、貫銀方掛給人田中栄三郎、御普請役北村勝之助一同罷越

御船藏
唐人屋敷

大村

同廿一日

一、巡見場所為見分、用人金子庄之助罷越、粗末無之様申渡入、普請方掛町年寄後藤市之丞、年行司忝人普請方召連罷越、巡見場左之通

御船藏 出島 唐人屋敷 西御役所 ○御薬園 ○南北両瀬崎御米藏 ○新地御米藏
○新地俵物役所

但、右朱丸五ヶ所之分、巡見場二而無之候得共、万一立寄可有之哉も難計候付、掃除等申付先格二付、為致見分置候事

五月廿一日

一、巡見使近々当地着二付、大村迄差遣候町使名前書付、早々差出候様御役所付触頭え相達、広間当番を為差出候左之通

口上之覚

町使定乗
池島源平

右は、御上使様御着二付、大村迄御使二罷越候者二御座候、以上

戊五月

町使定乗

平戸

五月廿四日

一、巡見使用達宇野九郎兵衛罷出、平戸之差出置候飛脚、今夕罷帰候旨、巡見使令之書状差出、尤四月朔日江戸出立先格之通相廻、去ル廿二日平戸城下止宿、無滞候得は来ル廿七日当表着之積申聞ル

一、右二付、大村迄差遣候町使明朝出立、掛役所之罷出候様可達旨、広間当番之為相達候

猶以、先達而得御意候通、拙者共旅宿之儀、程近成所二而被仰付可被下候、頼奉候、以上

一筆致啓上候、三御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将亦貴様弥御堅固被成御在勤、珍重奉存候、然は先達而得御意候通、拙者共儀為御国廻、九州筋之罷越候付、当四月朔日江戸表致発足、先格之通相廻、今廿二日肥前国平戸城下致止宿候、此上相滞儀無御座候得は、来廿七日頃其御地可致参着与奉存候、右之段可得御意如斯御座候、恐惶謹言

近藤勘七郎

五月廿二日

大久保勘三郎

曾我又左衛門

久世伊勢守様

人々御中

一、右返書并先達而江戸之書状返書、左之通

貴札致拜見候、三御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将亦各様弥御堅固御勤、今度為御国廻、九州筋え被成御越候二付、三月十五日被下御暇候段被蒙上意、被成御拝領物候段、重畳目出度奉存候、最早四月上旬江府御出立、此節可被成御旅行、珍重奉存候、右御報可得御意如此御座候、恐惶謹言

久世伊勢守

五月廿五日

曾我又左衛門様

大久保勘三郎様

近藤勘七郎様

御報

御別紙致拜見候、各様御用相濟次第、四月上旬江府御出立にて先格之通御廻り、五月頃ニも当地え被成御越候付、先例之通各様御旅宿程近成所ニ而可申付置旨、依之御人数御書付被遣之、落手、致承知候、以上

五月廿五日

伊勢守

又左衛門様

勘三郎様

勘七郎様

平戸城下

去廿二日之貴札、昨廿四日相達致拜見候、三御所様益御機嫌能被成御座奉恐悅候、将亦各様弥御堅固被成御旅行珍重奉存候、然は先達被仰聞候通、各様為御国廻九州筋之被成御越候付、当四月朔日江戸表被成御発足、先格之通御廻り、去ル廿二日肥前国平戸城下被成御止宿候由、此上相替儀無御座候得は、来ル廿七日頃当地御參着被成と思召候由、御紙面之趣致承知候、尚御到着之上可得御意候、右為御報如斯御座候、恐惶謹言

五月廿五日

久世伊勢守

曾我又左衛門様

大久保勘三郎様

近藤勘七郎様

尚以、兼而被仰聞候通、各様御旅宿之儀、程近成所二而可申付旨被仰聞致承知候、以上

一、此方より欲状左之通、并旅宿・用達等之儀申遣

一筆致啓上候、向暑之砌御座候得共、各様弥御堅固被成御旅行、大村駅迄可被成御到着珍重奉存候、無程長崎御參着之上可得御意、右御安否致承知度、以使札如斯御座候、恐惶謹言

五月廿五日

久世伊勢守

曾我又左衛門様

大久保勘三郎様

近藤勘七郎

人々御中

追啓、各様御旅宿并御用達、前々之通申付候間、為御承知名前書別紙式通致進達候、且又、長崎御着日限等被仰聞可被下候、以上

覚

南馬町

南馬町

長崎糸割符宿老

林熊十郎

炉粕町

右、曾我又左衛門殿御旅宿

炉粕町

唐小通事

呉藤次郎

北馬町

右、大久保勘三郎殿御旅宿

北馬町

救銀会所請払役

三田村太一郎

旅宿

右、近藤勘七郎殿御旅宿

右之通御座候

覚

東中町乙名

宇野九郎兵衛

外浦町乙名

中村茂助 下ヶ札

右、曾我又左衛門殿御用達

御用達

下
中村茂助病氣二付
ケ
出勤迄西中町乙名

札
横田茂十郎

炉粕町乙名

宗原嘉治助

今石灰町乙名

中尾幸三郎

右、大久保勘三郎殿御用達

西築町乙名

荒木金四郎

古町乙名見習

堀喜八郎

右、近藤勘七郎殿御用達

右之通御座候

五月廿五日

一、巡見使、来ル廿七日頃当表着申来候二付、諸事先格之通相心得被取計候様、高木作右衛門之從用人及口達

佐賀聞役
一、当番佐賀聞役嘉村源左衛門之儀、来ル廿七日頃着二付諸事先格之通相心得候様、且非番方外類役中へも通達之儀、以書面申遣

一、年番町年寄之右同断相達

出島
一、出島・唐人屋敷乙名、并年番通事呼出、巡見使近々着二付両館見分可有之間、諸事先格之通相心得候様、用人申渡

一、用達共え、巡見使着之上用人迄為心得、用人之左之通申達候様、書付相渡
覚

唐人屋敷
一、出島・唐人屋敷見分之節、此方、且又前々御目付様御見分之節も従表門内へ供廻り之分ハ中

日見

小姓草履取計被召連候、用事候得は、挟箱一ツ入候儀も有之候、此外之供廻りは門外ニ差置候、総而右両所之儀は、異国人を差置候構之事ニ候故、奉行所之家来ニ而も公用之外一切出入無之場所ニ候事

一、日見御巡見之節、御用人御供被致候節、駕籠ニ而被參候ハ、人夫為差出可申候事之由ニ而候

一、右御案内町使壹人ツ、御先立御供仕候様申付候、御道順之儀、書付も相渡置候得共、若御順も前後いたし候様相成候ハ、其日出発之町使え申談、間違無之様可致候事

茂木口

一、茂木口・日見口両所えは、御代官手代壹人御先え罷越、御尋之儀も候ハ、申上候様、申付置候事

一、唐人屋敷・出島えハ、乙名・組頭并大小通事罷出、通弁之御用も候ハ、相勤候様ニと申付置候事

右之趣、其方共差心得、御用人中え通達可有之候

戊五月

盜賊方

一、盜賊方乙名・旅人方乙名・市中取締乙名呼出、來ル廿七日頃巡見使着ニ付、逗留中旅宿近辺、手付・日行事等廻り方之儀、前々之通申合相廻り候様申渡之

遠見番

一、遠見番触頭呼出、巡見使着之上、小瀬戸・遠見番所・放火山巡見可有之間、先格之通相心得候

候様申渡之

天草

但、天草え渡海之節、野母遠見番所、先例被見渡候二付、遠見番え為心得相達置候様給人え申達

市中廻り

一、御役所付触頭え、巡見使旅宿近辺、市中廻り兼相廻候様申渡候
一、高木作右衛門えも茂木口・日見口巡見之節、右両所え手代差出、并沖巡見之節、御預り之御船差出候様相達

五月廿五日

大村城下

一、巡見使明廿六日大村城下止宿二付、同所迄為使、町使池島源平今朝為致出立候、昨日之返書其外書状、先格之通御用人相渡

但、源平え旅料用意銀百五拾匁、勝手へ取替、年行事を以相渡、帰郷之上付立勘定、会所へ出方二相成候二付、残銀返納之事

一、巡見使へ先触到着二付、御代官手代福田現八持參、差出
但、先触用達呼出相渡、写為差出候事

市中巡見

一、巡見之衆着之上、市中巡見其外臨時被罷出候節、案内町使、用達へ御役所付触頭え直二可懸合候間、兼而其段触頭え相達置、不差支様可致旨広間当番え為相達候

当地着

五月廿六日

一、巡見使明日当地着二付、長崎為案内、兼而掛切申付置候町使三人共、広間え呼出、今日今時津え罷越、諸事先格之通相心得、着船之趣等申越候様、御用人申渡

但、町使三人旅料銀式拾式匁五分ツ、大仲宿分差出、用達共分先例相渡し、追而勘定帳二組入候事

一、巡見使用達中村茂助病氣二付、出勤迄助勤之もの左之通目渡申付

巡見使用達助勤

横田茂十郎

右申合入念候様、於書院直二申渡

町年寄

一、年番町年寄久松新兵衛儀、巡見使明日着二付、浦上村山王前まで為出迎罷出候間、於書院、巡見使え之口上、直二申合遣ス、且調役并町年寄不残西中町本蓮寺下迄、先例之通り罷出候旨申聞候二付、承置

一、巡見使宿主共三人、追々罷出、只今今時津え罷越候旨届出ル

一、右同断二付、給人使者として山王前まで罷出候様、広間当番え為申達候

五月廿七日

一、大村迄差出候巡見使え之使、町使池島源平今午中刻罷帰、返書差出

着崎

山王前

大村出船

浦上山王

時津

一、巡見使今日着崎之処、昨夜夕風雨強波高二而渡海不相成候段、大村在役并時津申来候段、用達之もの夕刻申出ル

一、右二付、当番方間役并御代官御勘定方之手紙ニ而相達

一、年番町年寄へは、為迎山王前迄罷出居、承知二付別段不達

一、山王迄為出迎差出置候使者給人、着無之二付暮方引取

五月廿八日

一、巡見使、今朝六半時大村出船、弥当地着之由、大村在役年番町年寄申出候二付、左之通向々え為相達候

当番方佐賀間役 広間当番 年行司 御勘定方 出島乙名 阿蘭陀年番通詞 唐人屋敷乙名 唐通事

一、右二付、先格之通、浦上山王前迄為出迎、使者給人飯塚藤兵衛差出ス

一、同所之年番町年寄久松新兵衛罷出候二付、巡見使之口上一昨日申含置候通り、其外調役并町年寄、例之通本蓮寺下迄為出迎罷出ル

一、午ノ中刻、只今巡見使三人時津へ追々着船之旨、用達分注進申出ル

一、右巡見使着、直ニ御役所へ被相越候二付、家老・用人取次兩人、広間詰給人三人、近習五人、三宝持中小姓壱人、陸士兩人染帷子・麻上下着用之事

浦上山王

一、巡見使時津上陸、被相揃候上、昼休無之、直ニ御役所之被相越候、尤大村領澄吉社前、山王・西坂・東中町都合四度之注進、表小使申來ル

一、浦上山王之罷出候町年寄久松新兵衛罷帰、同所小休之節、奉行御目付之振合ヲ以、三人衆ニ逢候上、奉行之口上可申述旨申之候処、大久保勘三郎用人下沢喜多録面会、口上可承申候候
二付、口上申述候処、後刻被参候上挨拶可有之旨、右喜多録答申候段、罷帰申聞

但、被逢候上、答有之候得は、於書院答口上、直ニ承候得共、答無之候ニ付、其段用人共迄申置引取

土下座

一、右同人途中ニ而、時宜いたし方不敬之旨、近藤勘七郎旅宿之町年寄供追々呼出、心得方承之、土下座不致恐入候段一札差出候様申聞候処、古格仕來を以奉行御目付仕方同様時宜いたし候段申立一札不差出、右手続書帳面一冊為心得差出候ニ付、一件袋え入置

門内雨落

一、今申中刻、巡見使三人一同旅服之袂被相越、門内雨落へ取次給人式人、家老・用人ハ白洲中程迄罷出、井戸之際え年行司老人罷出、当番所前之御役所付三人麻上下にて罷出平伏、門内之取次老人先立、敷出際ニ而開平伏、自分玄闕式台迄出迎、立候俟会釈いたし、夫之直ニ案内いたす、

近習

但、年行司部屋之方ニ刀取之ため、近習三人出居、右跡ニ中小姓老人御朱印を載せ候三宝を持出居、同所鏡板ニ用人老人扣居候、巡見使三人とも敷出シニ而刀取供用人之御朱印銘々請取持上り、自分之会釈有之鏡板え上り候節、近習進ミ出、刀取之中小姓持居三宝、用人受取差出、御朱印銘々被載之、跡ニ付参り、三宝書院床之上ニ置引、夫之三人共直ニ障子之方ニ着座、自分敷居外ニ着

新台場

座、公儀御機嫌相伺候、畢而同間え入、時候挨拶相濟、銘々刀浮口之刀掛え懸、熨斗・三宝・茶・多葉粉盆等近習差出、夫々高木作右衛門・高木内蔵丞、御勘定原田又四郎、支配勘定黒川識三郎・平林貞之助、御普請役兩人迄一同罷出、引相濟申候、且巡見之場所并日割道順書銘々え相達、且寛政已来新台場出来二付、巡見被致候哉及談候処、巡見不被致旨被申聞候、其外高木作右衛門・高木内蔵丞、御代替誓詞相濟居候儀、并右兩人とも公儀御機嫌伺之儀二付、相談書且市中米相場書、公事吟味者書付等相渡候処、明日今日割之通巡見可被致旨被申聞、御用談相濟、即刻被帰候、尤諸書付類末ニ記置候事

詰所

但、被帰候節、自分先立、式台まで送り、家老・用人・取次・広間詰等被參候節之通り、被帰候節自分暇乞之挨拶いたし候時分、床之上之御朱印三宝、用人相下ケ、対面所入側衝立際え控居、三人衆之先ニ立玄関敷出し迄持下り、供之用人え用人々直ニ御朱印相渡

一、広間書役麻上下着用、詰所ニ並ひ平伏いたす

相渡候書付、左之通り

かひたん
御朱印

出島御巡見之節、かひたん所持之御朱印、先例御拝見之儀は無御座候得共、若又此度被成御拝見候ハ、前廉ニ可被仰聞候

五月

巡見場所

出島

放火山

御巡見場所之覚

茂木口

唐人屋敷

大徳寺

崇福寺

大音寺

皓台寺

西屋舗

出島

西泊御番所

戸町御番所

神崎

道生田

小瀬戸番所

御船蔵

放火山

日見村口

諏訪社

巡見日割

諏訪社

松森

聖堂

伊勢宮

興福寺

本蓮時

福濟寺

岩原屋敷

巡見日割

初日

北馬町

南馬町

勝山町

桜町

豊後町

引地町

唐人屋敷

酒屋町

袋町

本紺屋町

材木町

東築町

西築町

西浜町

東浜町

今鍛冶屋町

出来鍛冶屋町

本石灰町

船大工町

本籠町

唐人屋敷

本籠町

船大工町

本石灰町

今鍛冶屋町

出来鍛冶屋町

油屋町

本石灰町

長崎村小島郷

茂木口

御昼休

田上観音寺 観音寺大破二付田上寺

小島郷

本石灰町

油屋町

新石灰町

今石灰町

今籠町

崇福寺

今籠町

大音寺

今籠町

出来鍛冶屋町

今鍛冶屋町

銀屋町

皓台寺

銀屋町

磨屋町

諏訪町

新橋町

本大工町

中紺屋町

今紺屋町

桶屋町

古町

今博多町

大井手町

南馬町

北馬町

二
目
目

波戸場

栴島町

平戸町

同所御台場

西屋舗

外浦町

大村町

堀町

本興善町

豊後町

桜町

勝山町

北馬町

南馬町

二
目
目

ノ

炉粕町

江戸町
出島
江戸町
波戸場
沖両番所
神崎
道生田
小瀬戸番所
御船蔵
大波戸
江戸町
椀島町
平戸町
外浦町
大村町
本博多町
堀町

三日目

御昼休

本興善町

豊後町

桜町

勝山町

南馬町

北馬町

ノ

三日目

北馬町

南馬町

新大工町

長崎村馬場郷

同中川郷

放火山

長崎村庄屋宅

長崎村中川郷

同一ノ瀬

新大工町

長崎村馬場郷

聖堂 伊勢町

伊勢宮 八幡町

麴屋町

寺町通り

興福寺

寺町通り

今紺屋町

中紺屋町

新橋町

諏訪町

磨屋町

酒屋町

引地町

豊後町

小川町

御昼休

惠美酒町

東中町

西中町

東上町

西上町

本蓮寺

西上町

下筑後町

福濟寺

下筑後町

上筑後町

岩原屋敷

東上町

八百屋町

勝山町

北馬町

南馬町

高木作右衛門

一、高木作右衛門儀、先格公儀伺御機嫌候儀無之候、然ル処当地之御目付被遣候節、着之砌は於御役所伺御機嫌先格二御座候、右は一事両様之儀二付、伺御機嫌候方ニ可有之哉及相談候事
〔朱書き〕「先格伺御機嫌之儀無之儀二付、伺ニ不及候旨被申聞候候事」

相場書

相場書

一、玄米壹石 代銀九拾一匁一分四毛五弗

一、白米一石 同銀百拾壹匁式分五り

一、金壹両 売銀六拾壹匁六分

買同六拾壹匁式分

一、錢壹貫文 売銀八匁八分

買同八匁七分

一、当時公事吟味もの 別紙書付御達申候事
〔朱書き〕「此桁取調候上、入用二候ハ、以吏者可申受旨ニ而不被持帰候」

西屋敷内 梅ヶ崎

唐人屋敷前 稲佐崎

岩瀬道郷 魚見嶽

御台場

す、れ

右、文化之度、新規出来候御台場被成御巡見候哉之事

〔朱書き〕「但、新規之場所巡見いたす間敷旨被申聞候」

就御代替、高木作右衛門・高木内藏丞誓詞判元、先例各様御見届有之候処、去酉九月、戸川播磨守在勤中、御目付徳山五兵衛立会、誓詞判元相濟候事

一、明日夕巡見使日割之通、市中其外巡見有之候二付、供揃刻限、且先格留守二家頼差置候得共、却而不取締之儀有之候而は如何に付、病人之外ハ不残供ニ召連候旨、先刻内話有之候間、留守中は別而厚く心付候様、用達共え御用人申渡ス

〔朱書き〕「不残召連候段可申聞候処、用人老人、給人老人、近習中小姓、其外とも留守居罷在候段用達申聞、尤其段改而断は無之候事」

一、右二付、明日五時之供揃二而、巡見有之候旨用達申出ル

一、明日五時之供揃二而、茂木口・唐人屋敷其外市中寺社等巡見有之候間、諸事先格之通相心得取計可申旨、左之通呼出相達ス

高木作右衛門 是ハ用人共以手紙申遣ス

唐人屋敷乙名 同年番通事 年行司 広間当番

一、巡見使帰後、直二着為飲、給人以使者干鯛一折ツ、遣之

茂木口

旅宿

用達

唐舟

菓子

干鯛

〔朱書き〕「前々鮮鯛一折ツ、相送り候得共、御時節柄ニ付、寛政度之振合を以、干鯛相送候事」

一、巡見使旅宿三ヶ所え為挨拶、即斎罷越申置、罷帰ル

但、染帷子麻上下着用、供廻平日之通

一、巡見使用達呼出、左之書取相渡、否可申聞旨用人ヲ以申達

一、白帆船入津之時節ニ付、見出有之候は、為御心得以手紙可及御案内候、入津之上、例之商売

船ニ而、別条無之候ハ、尚亦以手紙可及御案内候事

一、唐舟入津有之候而も、外異国船とも違候間、為御知申間敷哉之事

右之書取を以及相談候処、唐船入津有之候ハ、以手紙為知呉候様被申聞候事

一、御船蔵内ニ有之候文化之度出来、高木蔵丞持候御鉄砲蔵、并町年寄薬師寺宇右衛門持御塩硝

蔵有之候、右は新規之場所ニ付、見分有無相尋候処、同所ニ有之候高木作右衛門持武具蔵、先

年見分被致候間、此節右ニヶ所も一同見分可被致旨、被申聞候

一、巡見濟分出立前日、役所ニ被参、先例料理差出候処、寛政之度断ニ而菓子計差出候、此度之

儀も料理相断候上、此後御用も無之候ハ、對話最早被参間敷、出立前日為暇乞被参間敷、出

立前日為暇乞被参、式台え可被申置旨被申聞候

五月廿八 (廿九) 日

一、巡見使曾我又左衛門・大久保勘三郎・近藤勘七郎分以使者、昨日此方分為歛、干鯛一折ツ、遣

唐人屋敷

候挨拶、且御用先之儀ニ付、聊之品ニ而も受用相成兼候間、致返却候旨口上申述、不殘返却有之、取次え申置、引取

一、巡見使、今日唐人屋敷巡見ニ付、給人田中米三郎為固唐人屋敷え罷越、乙名部屋ニ控居、被相越候節、同所前ニ而平伏いたし候、乙名組頭案内、年番通事付添、無滞見分相濟候、尤唐人部屋并堺外等先例も無之ニ付、見分不致候

但、唐人屋敷前高島四郎太夫持御台場梅ヶ崎、薬師寺宇右衛門持新御台場見分無之ニ付、両人共罷出不申候

一、巡見之節は、用達ハ不相越、宿主共三人先格ニ而供ニ罷出候

長崎絵図

但、宿主共三人夏足袋相用候儀、兼て御役所え願濟之趣、巡見使え申立、途中足袋相用候事一、用達堀喜八郎罷出、長崎絵図差出候様とも儀ニ候得共、急ニは出来不申候ニ付、売買板行之絵

図調差出置、書絵図之儀ハ出来次第可差出旨申聞、尤先例も有之義ニ付承置

一、巡見使、明朝日、西屋舗・出島沖両御番所、其外御船藏巡見可被相越、供揃五時之旨用達之申出ル

一、右之趣御代官手代呼出、先例之通御船差出方等御用人相達ス

一、右ニ付、左之向々呼出相達ス

佐賀聞役

当番佐賀聞役 是ハ用人ハ以手紙、諸事先格之通と申達、尤新御台場道生田見流

出島乙名 同年番通詞 年行司 広間当番

新規御台場

波戸場役 これハ供船先格之通ニ相達、船割書付出ル

一、右巡見ニ付、新規御台場見流之儀ニ付、行違之儀有之候間、以書取用達今追々巡見使え掛合申遣ス、左之通

〔朱書き〕「寛政度之振合ヲ以、沖両御番所、小瀬戸御番所被成御巡見、土生田・神崎之儀ハ、御見流相成候哉、伺申聞候様申達置候処、先規之通、右両様ハ御見流被成候旨、曾我又左衛門用達宇野九郎兵衛、近藤勘七郎用達堀喜八郎を以、夜六半時頃被申越候付、其段向々え相達置候処、九時頃、大久保勘三郎用達家原嘉治助罷出、ケ所持之儀ハ難相分候得共、外御台場之儀も御巡見ニ相成候間、奉行所え罷出候ハ、其段相含罷在候様、用人安藤吉右衛門相達候旨申出候、然ル処、外御台場之義ハ前々々無之、文化度新規出来候御台場も有之候得共、新古之差別ハ無之候間、巡見無之方ニ可有之候得共、為念昨日御出之節、御相談有之候処、先規之外ハ不被成御見分候旨、被仰聞候得共、其後被致巡見、跡ニ相成候ハ、其段御懸合可有之、殊ニ今宵被仰越候趣共、不都合之次第ニ付、右用達え三人共呼出、左之書取相渡、早々相伺否申聞候様相達させ候事」

文化之度、出来候新規之御台場御見分被成候哉之義、昨日御相談有之候処、先例之通ニ而、新規之分は御見分無之旨御答有之候、既過刻、曾我又左衛門様・近藤勘七郎様分以

台場巡見

御用達、沖兩御番所被成御見分、神崎・土生田之義ハ御見流之旨被仰越候付、其手筈に而向々達方もいたし候処、大久保勘三郎様用達申出候ニは、何レ之ケ所と申儀ハ難相分候得共、新規御台場之分も被成御見分候旨、左候而は給人も差出候儀ニ付、不都合有之、過刻佐賀家え達振之義も、齟齬いたし候ニ付、達置不致候而は不相成、就而ハ何レ之ケ所と申儀相分兼候而ハ、達置ニも差支、其上佐賀家をも一応不相糺候上は、差支之有無ハ治定之、及御答ニは兼候之事

一、右新規之御台場御巡見被成候上ハ、新古并持場々々之差別無之儀ニ付、其外新古御台場之義も見分被成候儀ニ候哉、猶一応御問合申候、被成御見分候上は、迺も明日之義ハ御問ニ合兼可申候事

五月廿九日

佐賀聞役

〔朱書き〕「佐賀聞役嘉村源左衛門罷出、御巡見使沖御番所、其外御台場々々被成御巡見候哉之義、

御問合書差出置候処、左之通御付札ニ而昨夜被成御渡候付、為心得為見置候段、今日未明罷出、右書面差出候ニ付取、直ニ致返却候事」

当湊沖兩御番所之義、跡方寛政之度御巡見之砌は相違、文化之度御奉行所分御達ニ付而、御番所え被罷備置候石火矢并御玉等、御台場々御配付相成、道生田え御囲之御葉、是亦御台場々御開相成、且御台場之義も新ニ御築立相成居候ニ付而は、当節巡見之義いつれの御振合ニ而可有御座哉

両番所

松平肥前守

沖両番所
出島

寛政之後二候共、巡見場所二候得は可致見分候

一、両御番所御巡見之節、御順道并御刻限等何れ之通二而可有御座哉

南馬町々西御役所、出島、波戸場々乗船、両御番所 但、刻限五時出立

一、右御台場之外、文化之度松平備前守様・松平肥前寺徒両家御奉行所相伺、神崎・魚見嶽・高
鋒・長刀岩拾四ヶ所増台場取立、石火矢備置候、右石火矢等之義、御巡見被成候儀二可有御座哉
巡見可致候

右之廉々奉伺候、以上

五月

松平肥前守内

本吉治部右衛門

六月朔日

一、今日巡見使、出島、沖両御番所其外可被致巡見候処、天气相二付延引被致候旨、用達を以被申

越候

一、右二付、左之向々え延引之段申付

御代官 佐賀聞役 出島乙名 広間当番 同年番通詞 年行司

一、曾我又左衛門々用達を以、巡見場所之義二付、去月廿九日掛合候儀二付、左之通書取被差越候
先年御番所見分之節、大筒・石火矢等御番所前二有之候付、見渡し二相成候処、文化年中、右

石火矢

大筒・石火矢等御台場飾付ニ相成候趣ニ候得は、此度は右御飾付之場所ニ相越見分仕度奉存候、
此段又左衛門・勘三郎・勘七郎ヲ以吏者可申上候得共、差掛候義故、用達を以申上候

六月朔日

佐賀用達

一、佐賀用達呼出、明日沖両番所、其外新古御台場不残被致巡見候而も差支之義無之哉、以用人為相尋候処、何も差支候義無之旨申聞ル、且巡見中白帆見出し注進有之節ハ、何れ之場所より二而も直ニ引返ニ相成候様、兼而聞役ノ巡見使え心得申出置候哉、左も無之、巡見中俄ニ申出候而ハ却而混雜いたし差支之儀も可有之、番頭并聞役ニは心得方如何ニ候哉、尤品ニ寄、此方今も巡見使え申含置儀も可有之間、心得方并先格も有之候ハ、早々取調可申聞旨、用達え為申達候

一、右之趣用達罷歸、聞役え申聞候上、又候罷出、巡見使沖両番所其外所々御番所巡見中、白帆注進有之候得は、夫々御備付有之義ニ付、巡見使有之候而ハ諸事差支、其上先年土方出雲守在勤之節、沖巡見半、白帆注進有之、即刻引歸候例も有之候間、右之振合ニ可取扱心得罷在候段申聞ル

一、曾我又左衛門ノ用達横田茂十郎ヲ以左之通申越ス

今日風雨ニ而波高之趣ニ有之、明日之処も不安心ニ付、四日目日割と繰替、諏方社、松森、聖堂其外寺々、岩原高木作右衛門之可罷越、尤高木内蔵丞えは新規之儀ニ付、明日ハ見合、弥可相越に取極候ハ、放火山え巡見之出掛ニ可相越旨被申越候

出島乙名

右承知之旨御用人及答、乍去急日割繰替二付、今夜中向々達等いたし候間、差越^{マコ}り不行届鹿末等も有之へく、向々え相達、差支之義ハ有之間敷候得共、尚有無承知之上、出宅有之様いたし度段、用達之含迄二用人共々為申達置候

一、右日割繰替、四日市市中寺社巡見有之候旨、高木作右衛門手代呼出相達、差支有無、明早朝可申出旨用人共々相達

一、右二付、明日沖巡見延引之段、佐賀聞役え用人共々手紙二而相達

一、出島乙名・年番通詞・波戸場役えは、為心得年行司々申遣ス

一、広間当番えは、沖巡見延引、并明日岩原屋敷被相越候付、為案内給人壱人罷出候様相達

一、御勘定方え、明日昼休後岩原屋敷為巡見被相越候間、先格之通被相心得候様、用人共々手紙にて申遣ス

六月二日

一、今朝、御代官手代井原慎吾罷出、昨夜相達候巡見ヶ所差支無之旨、申聞ル

一、右二付、大久保勘三郎用達家原嘉治助呼出し、今日巡見場所差支無之旨、夫々通達いたし候様申達

一、今日、岩原屋舗巡見二付、給人勝田長兵衛差出候処、無滞巡見相濟候旨、罷帰申聞ル

但、被相越候節、門内白洲二給人罷出居、玄関々書院・居間之向案内いたし、着座無之、直

佐賀聞役

に屋敷内相廻被帰候、且勘定方二ハ、日勤之儀ニ付留守中見分被致候事故、御勘定方并御普請役も不罷出候、尤兼而用達迄其段含置候様相含、相済居候事

一、今日三人共帰懸、高木作右衛門宅へ被立寄候事

一、佐賀聞役吉村源左衛門罷出、左之書付差出候ニ付承置

今般、上使之御方々様、御番所其外御巡見之儀被相達候処、紅毛船渡来之頃合当今之処、專旬季差向居申儀ニ而、其向々御出懸之半、自然白帆船注進有之候節、例之商売船と申儀差分候までハ、番頭始何レも兼而手配之通、夫々持場出張、備相立申儀ニ付、至其期候而ハ御出向において御達可仕儀候条、一先御巡見御中止、御帰り船被成候様奉存候、右之亘り御聞置被成下候様いたし度候、此段御達仕候様番頭とも申越候、以上

五月

松平肥前守内

嘉村源左衛門

右之趣御用達呼出、為相含置、尤三使えも申通置候様以用人相達

一、巡見使、明三日五時之供揃ニ而日見口・放火山巡見、帰掛、高木内蔵丞へ立寄、御鉄砲一覽被致候旨用達申出ル

一、右ニ付、御代官手代呼出、相達、高木内蔵丞えも通達之儀為相達候

但、内蔵丞病氣ニ付、作右衛門名代諸事取計候趣申出候ニ付、三人衆用達呼出為相含置

一、放火山巡見ニ付、遠見番触頭へ先格之通相心得候様取次へ相達

放火山

台場

六月三日

一、去ル朔日、左之懸合書差遣候処、付札之上答有之

一、御台場御巡見被成候得は、品二寄一日二而は相済申間敷哉、自然御巡見残候得ハ翌日被成御
巡見候哉、兼而御問合申度候事

両御番所、神崎御台場、小瀬戸遠見番所致見分、土生田并新古御台場見渡可申候

一、高木内蔵丞持御備場岩瀬道郷、稻佐崎之義ハ沖御巡見之節、御見分被成候哉之事

見渡可申候

西役所

一、西御役所御巡見、御台場も勿論と奉存候、梅ヶ崎、唐人屋敷、御台場いつ頃被成御見分候哉、
兼而御問合申度事

西御役所、御台場見分可致、梅ヶ崎、唐人屋敷前御台場不致見分候

右之通答有之候ニ付、為心得左之向々え用人相達、佐賀用達・高木内蔵丞・高島四郎太夫・薬師
寺宇右衛門え達ス

一、巡見使、五時之供揃二而放火山并御鉄砲方高木内蔵丞宅え被相越候

一、巡見三使用達共罷出、明四日左之通被致巡見候旨、治定有之候段申聞ル

西屋敷并同所御台場、出島、沖両番所、神崎、小瀬戸、道生田、其外新古御台場見流し、

御船蔵并同所御鉄砲御蔵、塩硝蔵

右供揃刻限等之義ハ、放火山巡見済、帰宅之上可申出旨承置

一、曾我又左衛門・大久保勘三郎・近藤勘七郎三使之使者兼又左衛門家来池田乙右衛門、暑中見廻并沖巡見ケ所之義二付、行違も有之度々問合等いたし、彼是世話相成候段挨拶申越候二付、於対面所右使者え直答

一、右挨拶として、三使旅宿え用人金子庄之助差遣候処、巡見留守中二付、取次え申置引取

一、巡見使、弥明四日五時之供揃二而、沖御兩番所其外巡見被致候旨、用達合申出ル

一、曾我又左衛門合明日出島え罷越候節、かひたん所持之御朱印、此已前も不致拜見候間、此度も致拜見間敷旨、以手紙申越候二付、承知之旨返書遣ス

一、明日巡見使、沖御兩番所、神崎巡見、道生田其外新古御台場見流し被申候間、先格之通相心得候様、佐賀間役え用人共合以手紙申遣ス

一、御代官手代呼出、沖巡見二付、御船差出方并御船藏、御鉄砲藏見分有之旨、且稻佐崎、岩瀬道、御台場見流し之積相達

但、高木内藏丞病氣二付、通達之儀手代え申達

一、町年寄薬師寺宇右衛門え、西屋敷内御台場御船藏内御塩硝藏も見分有之候間、持場え罷出候様、手紙二而用人共合相達

一、出島乙名・年番通詞呼出、巡見之趣并かひたん所持御朱印拜見無之旨申達、諸事先格之通相心得、かひたんえも申聞置候様相達ス

一、広間当番え、明日巡見使、西屋敷同所内御台場為案内給人耆人、并沖御兩番所え式人、小瀬戸え

かひたん
御朱印

沖巡見

出島乙名

小瀬戸

忝人出役いたし候様相達

一、小瀬戸遠見番所巡見有之二付、遠見番触頭呼出、用人分申渡
 一、曾我又左衛門分、使者星野善左衛門を以、左之口上書差越候二付承知いたし、吟味もの銘書帳
 老冊相渡、御用人及相答

拙者儀、相使一同其御役所え罷出候節、御約束申置候入牢之もの、御吟味銘書帳入用有之
 候間、御差出御座候様いたし度奉存候、此段以使者得御意候

一、明日、巡見場所え罷出候給人、いつれも羽織袴着用之事

六月四日

一、今日沖巡見相濟、帰掛ケ、三使共為暇乞、御役所え可相越、尤玄関二而申置候間、兼而断之通
 料理等用意不致様用達罷出申聞ル

出島

一、巡見使、西御役所并同所御台場、出島、沖西御番所、神崎御台場、小瀬戸、御船藏、同所鉄砲

塩硝藏

藏、御塩硝藏巡見二付、先例之通給人勝田長兵衛・飯塚藤兵衛差出ス

但、西屋敷門内白洲ニ給人忝人罷出居、玄関分対面所、書院、居間向、次之間案内いたし、

夫より同所内御台場え及案内候

かひたん部屋

一、出島えも給人忝人為固差出ス、見分之節乙名部屋え罷出平伏、出島内乙名、年番通詞案内、か

銘酒・菓子

ひたん部屋え立寄、其節銘酒・菓子等差出ス

但、右菓子之儀は先格差出来候間、一種ツ、被持帰候旨、為念用達ヲ以、帰宅後断被申越、承置

一、沖両御番所え給人兩人罷出、船場え控居、上陸之節番頭始役々名披露、先立等いたす奉行、巡見同様之事

但、番頭小屋え被相通、大番頭えも逢候節、又左衛門用人名披露いたし、番頭并聞役え被逢候節ハ此方給人名披露いたし候事

一、小瀬戸遠見番所えも給人一人差出ス

一、巡見使三人共帰懸、御役所え被相越、今日ニ而当表巡見相濟候段、并風順次第致出船候ニ付暇乞口上被申置、被帰候

但、兼而申合ニ付被申置候、且被通候得は、先格料理等差出、家老、用人、取次其外着懸被相越候節之通、白洲え罷出候事、尤被申置候先格も有之候ニ付、取次兩人平服にて下座敷三尺程廻し、広間詰給人兩人、中小姓一人、陸士式人、いつれも平服ニ而相詰候事

一、巡見使今、明後六日朝弥乗船、風順次第直ニ出船被致候段被申越候ニ付、左之向々え相達

御代官 御勘定 御普請役 年番町年寄 広間当番

年行司 当番方佐賀聞役えは非番方外類役中え通達申遣

肥後聞役

六月五日

一、肥後聞役平野甚助罷出、左之通口上書差出

御巡見之御方様、明六日朝御乗船可被成趣ニ付、船之者今日より波戸場え差廻置、夜中は拍子木を打、船揃ニハ貝ヲ吹申儀御座候事、以上

但、波戸場え乗船見物之もの多人数罷出、荷物積之妨に相成候ニ付、市中え触渡等前々申

立、此節之儀同様触流願出候ニ付、承置

一、頭取乙名、年番乙名呼出、明六日巡見使乗船ニ付波戸場え見物之もの出不申候様取締可致旨、

以用人申渡

一、巡見使旅宿三ヶ所え、五半時之供揃ニ而罷越、暇乞口上申置罷歸、染帷子麻上下着用、供廻り

平日之通り

但、先格は罷通り面談いたし候得共、明朝乗船取込ニ付申置候事

一、巡見使、明朝乗船ニ付、掛り切町使三人之もの広間え呼出、明日乗船場迄見立として案内いた

すへく旨、用人ヲ以申渡

一、右同断、見立として使者給人壱人波戸場迄罷出候様、広間当番え相達

六月六日

一、今末ノ刻頃、白帆船壹艘見出シ候段、遠見番広間え届出ル

白帆船

紅毛商売船

旗合

一、右之趣、巡見使三人え以手紙早速検使として家来差出候旨相糺、例之紅毛商売船ニ相違無之候哉相糺、尚可及案内旨申遣ス

一、今夜戌之下刻頃、沖出役之ものより紅毛船神崎沖え碇入、旗合并質阿蘭陀人受取、例之商売船相違無之旨申越候二付、其段巡見使為心得申遣ス

但、入津之義ハ明朝ニも可相成旨、心得ニ申遣ス

一、巡見使より用達ヲ以、白帆船例之紅毛商売船ニ相違無之上ハ、明朝湊入津、碇付後可致乗船旨被申越、承知之旨及答

一、右之趣、左之向々え相違

当番佐賀聞役 年行司 年番町年寄 広間当番

高木作右衛門 是ハ手代呼出相違

六月七日

紅毛船

一、紅毛船今辰中刻、波戸場え碇付候之段、波戸場役届出ル

一、右之趣巡見使え以手紙申遣、尤江戸え之注進は、明日申上候段心得迄申遣ス

一、巡見使三人使者兼曾我又左衛門家来池田乙右衛門罷出、左之口上申述候

無名之封書

昨五日期、北馬町乙名中村三郎右衛門宅え、御上使様と認候無名之封書捨有之候ニ付、用達

ヲ以拙者共え差出候間、一旦下ヶ候処、又候差出候間、右は直ニ焼捨可申哉、当御役所え差

紅毛船見流シ

風説書

出候焼捨可被下哉、御相談御問合旁以使者被申述候

右承知いたし、御目付在勤中之振合ニ可取計候間、御役所之被差出候様、以用人及相答

一、今日、巡見使乗船之節、紅毛船見流シ被申候旨、用達合申出ル

但、紅毛船大キサ間数并脇荷物、其外風説書等認差出候様用達之被申付候間、如何心得可申哉、内々相伺候旨用達申聞候間、船大キサ并脇荷、品立、荒増之儀は年番通詞之申談、為差出候而も不苦敷、風説之儀は言上ニも相成候事故、表向御役所之掛合有之候様用達之申合遣ス処、其後何之掛合も無之候事

一、右紅毛船見流シ二付、為固給人即刻差出ス

但、紅毛船えは不乗移、番船ニ而近辺え繋居候事

一、巡見使合以使者先刻問合有之候封書、三人衆家頼池田乙右衛門・安藤吉右衛門・桑名米藏持参いたし、御目付在勤中、御小人目付立会候趣ニ付、家来為立会被差出候段、口上申述候ニ付、用人庄之助請取、自分手許え差出候之間、目安方矢野専助え相下ケ、右家来立会、例之場所ニ而焼捨懸札いたす、立会家来ハ直ニ為引取候

一、巡見使用達罷出、宿主并用達、小役之ものえ、先格之趣ニ而夫々目録被相贈候ニ付、如何可仕之段伺出候間、先例ニまかせ受納可致旨用人ヲ以相達

一、巡見三使者兼曾我又左衛門給人佐藤善兵衛罷出、今申刻、追々乗船被致候段案内、且又今日ハ当湊内滞船、明朝風順次第出船之旨被申越候、承知之旨御用人及相答

湊内滞船

遊船

一、頭取乙名、船改方乙名、波戸場役呼出、巡見使今夜湊滞船二付、波戸場辺物静ニいたし、猥ニ舟等差出し申間敷、遊船等出居候ハ、早々追払候様、舟改方之儀は夜中も相廻心付候様以用人申渡

波戸場滞船

但、宝曆度、波戸場滞船之節は、用事等有之候様子ニ候ハ、心付候様可致、用達え申通候義ハ早々通達いたし候様波戸場役え申渡有之候得共、肥後船乗移候上ハ、同所役々詰方いたし、用向も承候義二付、波戸場役えハ今度ハ不申渡候事

一、枕島町乙名、江戸町乙名呼出、就滞船波戸場辺、其外昼夜とも繁々廻り方いたし、取締向心付候様以用人申渡

一、盜賊方、旅人方、市中取締方乙名呼出、右同断申渡

一、御役所付触頭呼出、市中廻りハ旅宿近辺為相廻候様、乗船二付右同断申渡

一、今夕刻、巡見使用達共罷出、無滞乗船相濟候段届出ル

一、宿主并賄方之もの共右同断届出ル

一、肥後用達罷出、申中刻、巡見使無滞乗船相濟候段、尚出船之上、聞役ハ相届可申段申出ル

六月七日

肥後聞役
出船

一、肥後聞役平野甚助罷出、巡見之衆三人共一同、今晚七時頃ハ追々出船無滞相濟候段申出ル

一、年番町年寄左之書面差出、御勘定方え相廻取調候事

褒美

聞印二而下ル

一、巡見御上使御用達并御賄方、会所雜用方、御宿主等え御褒美被下置度被申上候書付

戌六月

久松新兵衛

高島八郎兵衛

〔朱書き〕「書面伺之通御褒美被下置候旨、御書付を以て被仰渡奉畏候 六月晦日」

一、六月晦日、巡見使宿主并賄方其外之もの共一同、対面所入側え呼出置、自分衝立際え着座、巡見使逗留中無滞相勤候二付、褒美為取候旨申渡置、直二退座、夫今五限二呼出、左之通以手頭用人申渡

一、用人兩人、年番町年寄出席いたす

但、麻上下着用、席札之分計置之上え罷出

会所調役

え

諸立会年番町年寄

林熊十郎

呉藤次郎

銀五枚ツ、

三田村太一郎

其方共儀、巡見使旅宿無滞相勤候二付、為褒美為取之候

戌六月

右同断 え

銀五枚ツ、

宇野九郎兵衛

家原嘉治助

荒木金四郎

中尾幸三郎

堀喜八郎

下札

〔下札 吟味引合中ニ付追而申渡候事

中村茂助

横田義十郎

銀五枚 配分

其方共儀、巡見使用達無滞相勤候ニ付、為褒美為取之候

戌六月

右同断 え

貫銀方掛乙名賄方立会 西川六次郎

銀三枚ツ、 北島伝兵衛

其方共儀、巡見使賄方立会出精相勤候ニ付、為褒美為取之候

戌六月

別紙帳面

右同断 え

会所請払役雜用方 高橋十兵衛

銀壹枚ツ、 同並 山脇久之丞

同 近藤雄藏

其方共儀、巡見使雜用方出精相勤候二付、為褒美為取之候

戌六月

右同断 え

貫銀方定役 服部助次郎

銀三枚ツ、 服部徳太郎

服部直次郎

其方共儀、巡見使賄方出精相勤候二付、為褒美為取之候

戌六月

一、巡見使逗留中、諸向え被相尋候諸書付類、別紙帳面写向々々差出候二付、本紙一件袋え入置

一、高木作右衛門差出候帳面、左之通

一、国々巡見使当地并逗留中所々巡見之節取計方之儀申上置候書付 写 壹冊

-
- 一、御代官所肥前国彼杵郡、高来郡村々御尋之趣書付
写 壹冊
 - 一、当分御預所筑前国怡土郡村々御尋之趣書付
同 壹冊
 - 一、御巡見寺社境内、堂、塔安置之神仏書付
同 壹冊
 - 一、前々々唐紅毛船持渡鳥獸書付
同 壹冊
 - 一、高木内蔵丞差出伺書、付札にて相下ル
写 壹冊
 - 一、国々巡見使被相越候節、心得方之儀伺書
写 壹冊
 - 一、薬師寺宇右衛門差出ス
写 壹冊
 - 一、御石火矢、御鉄砲被遊御預候発端書
同 壹冊
 - 一、御預御石火矢、御鉄砲書付
同 壹冊
 - 一、唐通事年番差出ス
写 壹冊
 - 一、御上使御三使様之差上候書付
写 壹冊
 - 一、巡見使用違共々被相尋候様々覚書帳面、別紙壹冊差出
写 壹冊
 - 一、御請書
写 壹冊